

令和3年度 第2回 南大隅町議会定例会4月会議 会議録(第1号)

招集年月日 令和3年 4月 28日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 28日

開 議 令和3年 4月 28日 午前10時00分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(3番)日高孝壽君 (6番)上之園健三君

職務のための出席者：(議会事務局長)川元俊朗君 (書記)立神久仁子君
 (書記)土持一君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石畑博君	介護福祉課長	中村喜寿君
副町長	不在	経済課長	新保哲郎君
教育長	山崎洋一君	教育振興課長	上大川秋広君
総務課長	相羽康徳君	税務課長	下園敬二君
支所長	川越貢君	建設課長	中之浦伸一君
会計管理者	黒江鳴美君	町民保健課長	黒木秀君
企画課長	熊之細等君	総務課課長補佐	古殿裕一郎君
商工観光課長	愛甲真一君	総務課係長	原琢磨君

議事日程：別紙のとおり
 会議に付した事件：議事日程のとおり
 議事の経過：別紙のとおり

散 会 令和3年 4月 28日 午後 1時 51分

議 事 日 程

(日程第1号)

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙について

(第1号の追加1)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 審議期間の決定
- 日程第 5 副議長選挙について

(追加日程第1)

- 追加日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 6 常任委員の選任について
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
- 日程第 9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙
- 日程第11 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件
- 日程第12 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第13 議員の派遣について

▼ 開 会

議会事務局長（川元俊朗君）

議会事務局長の川元です。

本定例会は、一般選挙後、初めての議会となります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

年長の日高議員をご紹介申し上げます。

よろしく申し上げます。

臨時議長（日高孝壽君）

ただいま紹介されました日高孝壽です。

地方自治法の規定によって臨時に議長の職務を行います。

よろしく申し上げます。

ただいまから令和3年度第2回南大隅町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めます。

▼ 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（日高孝壽君）

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

▼ 日程第2 議長の選挙について

臨時議長（日高孝壽君）

日程第2 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議場を閉める ）

臨時議長（日高孝壽君）

ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に 1番 木佐貫徳和君 及び 2番 森田重義君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

臨時議長 (日高孝壽君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし。」という声あり)

臨時議長 (日高孝壽君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 (日高孝壽君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点呼・投票)

議会事務局長 (川元俊朗君)

1番 木佐貫議員、2番 森田議員、5番 松元議員、6番 上之園議員、7番 津崎議員
8番 平瀬議員、9番 大村議員、10番 幸福議員、11番 大坪議員、12番 後藤議員
13番 浪瀬議員 最後に、臨時議長 日高議員に投票いただきます。

臨時議長 (日高孝壽君)

投票漏れはありませんか。

(「なし。」という声あり)

臨時議長 (日高孝壽君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

木佐貫徳和君 及び 森田重義君、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長 (日高孝壽君)

選挙の結果を報告します。

有効投票12票。

浪瀬敦郎君6票、松元勇治君6票。

この選挙の法定得票数は3票であり、浪瀬敦郎君と松元勇治君の得票数は、いずれもこれを

超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

浪瀬敦郎君 及び 松元勇治君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは、2回引きます。

1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。

2回目は、この順序によって、くじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。

木佐貫徳和君 及び 森田重義君、くじの立会いをお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

議席番号の若い松元勇治君、先にお願いします。

(松元議員登壇席にてくじを引く)

臨時議長（日高孝壽君）

浪瀬敦郎君、くじを引いてください。

(浪瀬議員登壇席にてくじを引く)

臨時議長（日高孝壽君）

くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず、初めに浪瀬敦郎君、次に松元勇治君、以上のおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。

浪瀬敦郎君、松元勇治君、くじを引いてください。

(松元議員登壇席にてくじを引く)

(浪瀬議員登壇席にてくじを引く)

臨時議長（日高孝壽君）

くじの結果を報告します。

くじの結果、松元勇治君が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

臨時議長（日高孝壽君）

ただいま、議長に当選されました、松元勇治君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。

[議 長 松元 勇治 君 登 壇]

議長（松元勇治君）

おはようございます。

ただいま、議員各位のご推挙により、南大隅町議会議長に選任していただき心から感謝申し上げます。誠に光栄に感じております。

この責任の重たさを深く感じている次第でございます。

私は、町民の負託に応ずるべく誠心誠意尽くし、万事にあたり、公平・公正を旨とし、二元代表制の一方の担い手として、議会の円満なる運営を図り、町政の益々の発展と地方自治発展のために最善の努力を尽くす所存であります。

私、選挙におきまして不退転の覚悟で臨んでおります。

一生懸命頑張りますので、よろしくお願ひします。

ここに議員各位の一層のご支援並びにご指導を受け賜わり、円満にいきますようよろしくお願ひします。

就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

臨時議長（日高孝壽君）

松元議長、議長席にお着き願ひします。

これで、臨時議長の職は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

休憩します。

10:18
～
10:19

議長交代（ 第1号の追加1 議事日程配布 ）

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

これからの議事日程は、お手元に配付しました追加議事日程のとおりであります。

▼ 日程第1 議席の指定

議長（松元勇治君）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定します。

▼ 日程第2 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、3番 日高孝壽君、6番 上之園健三

君を指名します。

▼ 日程第3 会期の決定

議長（松元勇治君）

日程第3 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、南大隅町議会定例会の回数に関わる条例第3条の規定によって、本日から令和4年3月31日までの338日間にいたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

よって、定例会の会期は、本日から令和4年3月31日までの338日間に決定しました。

▼ 日程第4 審議期間の決定

議長（松元勇治君）

日程第4 審議期間の決定の件を議題といたします。

4月会議の審議期間は、本日のみ1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 「なし。」という声あり ）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、4月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定いたしました。

▼ 日程第5 副議長の選挙について

議長（松元勇治君）

日程第5 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（ 議長を閉める ）

議長（松元勇治君）

ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第28条第2項の規定によって、立会人に7番 津崎淳子君 及び 8番 平瀬十助君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

（ 投票用紙配付 ）

議長（松元勇治君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（ 投票箱の点検 ）

議長（松元勇治君）

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（ 点 呼 ）

議会事務局長（川元俊朗君）

1番 木佐貫議員、2番 森田議員、3番 日高議員、6番 上之園議員、7番 津崎議員
8番 平瀬議員、9番 大村議員、10番 幸福議員、11番 大坪議員、12番 後藤議員
13番 浪瀬議員、最後に、松元議長に投票いただきます。

議長（松元勇治君）

投票漏れはありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

津崎淳子君、平瀬十助君、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議長（松元勇治君）

選挙の結果の報告をします。

投票総数12票。有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、木佐貫徳和君 7票、日高孝壽君 5票。

したがって、木佐貫徳和君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

議長（松元勇治君）

ただいま、副議長に当選されました、木佐貫徳和君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選を告知します。

当選人の発言を求めます。

[副議長 木佐貫 徳和 君 登 壇]

12番（木佐貫徳和君）

ただいま、議員各位によりまして、ご選任を賜り、南大隅町議会副議長を引き受けることになりました。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、町民の皆様方の健康で安全な生活ができるよう、微力ではありますが、町民の負託に全力を傾注する所存でございます。

議員各位のご指導とご鞭撻をお願いいたしまして、就任のご挨拶といたします。

ありがとうございます。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

10:35
～
10:37

(追加日程第1 配布)

▼ 追加日程第1 議席の一部変更について

議長（松元勇治君）

再開します。

お諮りします。

議長、副議長選挙に伴う議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第1として、議題といたします。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長 (松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更を行います。

今回、議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をします。

1番 木佐貫君の議席を12番 後藤君と、5番 松元君の議席を13番 浪瀬君と、それぞれ変更します。

それでは、ただいま指定しました議席にそれぞれお着き願います。

暫時休憩します。

10:38	(議席の変更)
～	(常任委員の選任協議)
10:57	(総務民生常任委員会・教育産業常任委員会 構成表作成、配布)

議長 (松元勇治君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

▼ 日程第6 常任委員の選任について

議長 (松元勇治君)

日程第6 常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、議長が議会に諮って指名することになっています。

よって議長としては、議員の経験年数や地域性、そのほか定数等を鑑み調整し、まず総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の構成を決定し、その後、広報広聴常任委員会を指名したいと思います。

お諮りします。

総務民生・教育産業、両常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長 (松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、総務民生・教育産業、両常任委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、それぞれ委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないとき、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長、副委員長を互選していただきたいと思います。

場所を総務民生常任委員会は全員協議会室、教育産業常任委員会は委員会室と定め、直ちに招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっております。

暫時休憩します。

10:59	(総務民生常任委員会 正副委員長互選 全協室)
～	(教育産業常任委員会 正副委員長互選 委員会室)
11:18	(広報広聴常任委員の選任及び監査委員の選任)

議長（松元勇治君）

総務民生・教育産業、両常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定しました旨通知を受けましたのでお知らせします。

総務民生常任委員会 委員長に津崎淳子君、副委員長に森田重義君、教育産業常任委員会委員長に日高孝壽君、副委員長に大坪満寿子君を以上のとおりであります。

暫時休憩します。

11:19	(広報広聴常任委員会構成表作成・配布)
～	
11:26	

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、広報広聴常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿どおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

9番（大村明雄君）

異議あり。

あと1人足りないでしょ。

森田重義君も入らんないかん。

議長（松元勇治君）

暫時休憩します。

11:27
～
11:40

(広報広聴常任委員会名簿再配布)

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど配付しました名簿を変更しました。

広報広聴常任委員会は次のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員会はお手元に配付しました名簿のとおりを選任することに決定しました。

これから、広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと思います。

委員会条例第9条第2項の規定によって、委員長及び副委員長は、委員会において互選することになっており、さらに、第10条第1項の規定によって、委員長、副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これから広報広聴常任委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきたいと思います。

直ちに、広報広聴常任委員会を全員協議会室に招集します。

なお、委員会条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は年長の委員が行うこととなっております。

暫時休憩します。

11:41
～
11:53

(広報広聴常任委員会 正副委員長互選)

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に幸福恵吾君、副委員長に後藤道子君。以上のとおりであります。

休憩します。

11:54
～
13:00

(議会運営委員の選任協議)

(構成表の作成・配布)

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第7 議会運営委員の選任について

議長（松元勇治君）

日程第7 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これにより、委員会条例第9条第2項の規定によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

さらに、同条例第10条第1項の規定によって、委員会の場所を全員協議会室と定めます。

なお、同条例第10条第2項の規定によって、委員長の互選に関する職務は、年長の委員が行うこととなっています。

暫時休憩します。

1 3 : 0 2	（議会運営委員会 正副委員長互選）
～	（一部事務組合議会議員の選任協議）
1 3 : 1 8	（構成表作成・配布）

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が次のとおり決定しました旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に津崎淳子君、副委員長に日高孝壽君を、以上のとおりであります。

▼ 日程第8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

議長（松元勇治君）

日程第8 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組合同規約第6条第2項の規定によって、本町議会からは2名を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長 (松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長 (松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、木佐貫徳和君、後藤道子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました木佐貫徳和君、後藤道子君を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし。」という声あり)

議長 (松元勇治君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木佐貫徳和君、後藤道子君が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました木佐貫徳和君、後藤道子君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。

木佐貫徳和君、後藤道子君、当選承認承諾の挨拶をお願いします。

[議員 木佐貫 徳和 君 登壇]

12番 (木佐貫徳和君)

ただいま、指名推選により議員各位から賛同いただき、大隅肝属広域事務組合議会議員として、大役をお引き受けることになりました。

清掃センターから火葬場及び介護保険関係まで幅広い内容ではありますが、意欲を持って取り組んでまいりますので、各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして承諾の挨拶といたします。

[議員 後藤 道子 君 登壇]

1番 (後藤道子君)

ただいま指名推選により、議員各位から賛同いただき、大隅肝属広域事務組合議会議員として大役をお引き受けることになりました。

清掃センターから火葬場及び介護保険関係まで幅広い内容ではありますが、意欲を持って取り組んでまいりますので、各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして承諾の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

▼ 日程第9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議長（松元勇治君）

日程第9 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

この組合の議会議員は、同組合規約第5条第2項の規定によって、本町議会から2人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に、大村明雄君、森田重義君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、大村明雄君、森田重義君を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大村明雄君、森田重義君が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました、大村明雄君、森田重義君が議

場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選の告知をします。
大村明雄君、森田重義君の当選の承諾及び挨拶をお願いします。

[議員 大村 明雄 君 登壇]

9番（大村明雄君）

図らずも大隅肝属地区消防組合議会議員に当選しました大村でございます。
私はもとより浅学非才な身でございますが、皆様方のご指導、ご協力を得て、この職責を全うしたいと思っております。
お願いを申し上げまして当選の言葉といたします。よろしく申し上げます。

[議員 森田 重義 君 登壇]

2番（森田重義君）

同じく、大隅肝属地区消防組合議会議員として鋭意努力してまいります。
議員各位のご協力をお願いし、承諾の挨拶とさせていただきます。
私は消防団を勤めておりますので、町民の皆様方にも協力できるかと思っておりますので頑張っております。よろしくお願ひいたします。

▼ 日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙

議長（松元勇治君）

日程第10 南大隅衛生管理組合議会議員の選挙を行います。
この組合の議会議員は、同組合規約第5条第2項の規定によって、本町議会からは、2人を選挙することになっております。
お諮りします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

南大隅衛生管理組合議員に、浪瀬敦郎君、平瀬十助君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長から指名しました、浪瀬敦郎君、平瀬十助君を南大隅衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし。」という声あり）

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、浪瀬敦郎君、平瀬十助君が南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただいま、南大隅衛生管理組合議会議員に当選されました、浪瀬敦郎君、平瀬十助君が議場におられます。

会議規則第29条第2項の規定によって、当選を告知します。

浪瀬敦郎君、平瀬十助君、当選承諾及び挨拶をお願いします。

[議員 浪瀬 敦郎 君 登壇]

5番（浪瀬敦郎君）

ただいま、指名推選により、議員各位から賛同いただき、南大隅衛生管理組合議会議員として大任をお引き受けすることになりました。

衛生管理組合の状況を把握しながら、住民生活の更なる環境整備ができるよう精一杯努力してまいりますので、各位のご指導、ご協力をお願いしまして承諾の挨拶といたします。

[議員 平瀬 十助 君 登壇]

8番（平瀬十助君）

同じく、南大隅衛生管理組合議会議員として使命感を持って努めてまいります。

議員各位のご協力をお願いし、承諾の挨拶といたします。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。挨拶とかえます。

議長（松元勇治君）

休憩します。

執行部を呼びます。

1 3 : 2 7

～

1 3 : 4 1

（執行部入室・自己紹介（執行部・議員）

（下園税務課長退室）

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第14 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件

議長（松元勇治君）

日程第14 同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第1号は、南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件についてであります。

本案は、本町の固定資産評価員に、南大隅町根占辺田3758番地2、下園敬二氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意くださいますようお願いいたします。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

(全 員 起 立)

議長（松元勇治君）

起立多数です。

ご着席ください。

したがって、同意第1号 南大隅町固定資産評価員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

1 3 : 4 3

(下園税務課長 入室)

～

1 3 : 4 3

(地方自治法 第117条 除斥 上之園議員 退場)

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第15 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件

議長（松元勇治君）

日程第15 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。
提出者の説明を求めます。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

同意第2号は、監査委員の選任について同意を求める件についてであります。

本町の監査委員に、南大隅町佐多伊座敷3269番地1、上之園健三氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なにとぞご審議の上ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（松元勇治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（松元勇治君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし。」という者あり）

議長（松元勇治君）

討論なしと認めます。

これから、同意第2号 監査委員の選任についての同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立をお願いします。

(全 員 起 立)

議長（松元勇治君）

起立多数です。

したがって、同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

1 3 : 4 9

～

1 3 : 4 9

(上之園議員 入室)

議長（松元勇治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第16 議員派遣の件

議長（松元勇治君）

日程第16 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配付のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という者あり)

議長（松元勇治君）

異議ありませんので、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま議決されました、議案条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし。」という者あり)

議長（松元勇治君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

▼ 散 会

議長（松元勇治君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

令和3年度第2回南大隅町議会定例会4月会議を散会します。

散 会 : 令和3年 4月 28日 午後 1時 51分